

◎新潟県訓令第22号

農林水産部農産園芸課
地域振興局

新潟県肥料検査規程（昭和43年5月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和2年12月1日から実施する。

令和2年11月6日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により肥料検査員（以下「検査員」という。）が行う肥料、その原料又は業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類の検査関係者に対する質問及び分析検査のための肥料又はその原料の収去（以下単に「検査」と総称する。）については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(検査権の行使)</p> <p>第3条 農産園芸課長並びに地域振興局農林振興部長、農業振興部長及び農林水産振興部長（以下「課長等」という。）は、<u>この法律の施行に必要な限度</u>において、検査員に検査を行わせるものとする。</p> <p>2 課長等は、検査員でない者を検査員の<u>指揮の下</u>に検査に従事させることができる。</p> <p>3 検査は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、原則として2人以上の<u>者</u>が1組となつて行うものとする。</p> <p>(被検査者に対する配慮)</p> <p>第4条 課長等は、常に独立行政法人農林水産消費安全技術センターと緊密な連絡を保ち、検査の対象である肥料若しくはその原料の<u>生産業者、輸入業者、販売業者、運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者、肥料を施用する者又は検査の対象である帳簿書類の作成者若しくは保管者</u>（以下「被検査者」と総称する。）に無用の負担を負わせることのないように留意するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(検査に関する細部事項)</p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか、<u>検査に關し</u>必要な事項は農林水産部長が定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により肥料検査員（以下「検査員」という。）が行う肥料、その原料又は業務に関する帳簿書類の検査関係者に対する質問及び分析検査のための肥料又はその原料の収去（以下単に「検査」と総称する。）については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(検査権の行使)</p> <p>第3条 農産園芸課長並びに地域振興局農林振興部長、農業振興部長及び農林水産振興部長（以下「課長等」という。）は、<u>肥料の取締り上必要があると認めるときは</u>、検査員に検査を行わせるものとする。</p> <p>2 課長等は、検査員でない者を検査員の<u>指揮下</u>に検査に従事させることができる。</p> <p>3 検査は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、原則として2人以上の<u>もの</u>が1組となつて行うものとする。</p> <p>(被検査者に対する配慮)</p> <p>第4条 課長等は、常に独立行政法人農林水産消費安全技術センターと緊密な連絡を保ち、検査の対象である肥料若しくはその原料の<u>生産者、輸入者、販売者、輸送者若しくは保管者又は検査の対象である帳簿書類の作成者若しくは保管者</u>（以下「被検査者」と総称する。）に無用の負担を負わせることのないように留意するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(検査に対する細部事項)</p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか、<u>検査に對し</u>必要な事項は農林水産部長が定めるものとする。</p>